

2-2 競技運営規程

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は一般社団法人日本社会人アメリカンフットボール協会（以下NFA）の定款に基づき、競技会の運営について定める。

第2条 (公式戦・非公式戦の定義)

公式戦とはNFAが主催する競技会をいう。主な公式戦は次の通り。

- (1) 本戦たるリーグ戦
- (2) プレイオフ
- (3) 春の公式戦
- (4) ボウルゲーム
- (5) 入替戦

2. 非公式戦とは定款6条①項の正会員たる競技団体（以下チーム）が主催する競技会をいう。

いわゆる練習試合も非公式戦に含まれる。チーム以外の団体の参加も可能とする。

第2章 公式戦

第3条 (公式戦の運営)

公式戦の運用ルール（出場選手資格のルール等を含む）については、競技会の運営を所管する委員会等にて決定することができる。特段の定めが無い限り本規程に従う。

2. 運用ルールについては、年度ごとの運用基準、運用細則、各競技会の要綱、申し合わせ事項等を文書にて参加チームに周知しなければならない。

第4条 (公式戦の参加義務)

チームは公式戦に参加する義務を負う。公式戦を棄権した場合、懲罰の対象となる。

第5条 (公式戦の参加者)

公式戦に参加する者はNFAに登録された者でなければならない。

第6条 (ボウルゲーム運営)

ボウルゲームの運営については日本アメリカンフットボール協会の規程を準用する。

第3章 非公式戦

第7条 (届出)

非公式戦を実施するチームは、所定の書式にて届出をしなければならない。

2. 非公式戦の運営については、主催するチームで決定する。

第8条（承認）

非公式戦を実施するチームは、非公式戦を有料にて実施する場合、または、他団体からの後援もしくは協賛を受けようとする場合は、第4章公認競技会の規程を準用し、NFAの承認を受けなくてはならない。

第4章 公認競技会

第9条（承認）

公認競技会を開催し実施運営するものは、開催の3ヶ月前までに申請を行い、NFAの承認を受けなければならない。申請に必要な記載事項は次の通り。

- (1) 競技会開催の趣旨
- (2) 大会要項
- (3) 名称
- (4) 主催者とその所在地
- (5) 主管者とその事務所、責任者
- (6) 代理店が入る場合はその名称、所在地、責任者
- (7) 後援及び、協賛とその方法
- (8) 会期及び、会場
- (9) 出場チーム
- (10) 競技内容（試合時間、審判等）
- (11) 入場料
- (12) テレビ放映等の内容
- (13) 競技運営組織と責任者
- (14) 予算書（競技会収支）
- (15) 代理店手数料
- (16) 出場チームに対する援助金、協賛金等の額

第10条（承認後の変更）

公認競技会を開催し実施運営するものは、公認競技会の承認を受けた後に申請事項に変更のある場合は直ちにNFAに届け出て承認を受けなければならない。

第11条（報告）

公認競技会を開催し実施運営するものは、その競技会終了後14日以内に次の事項をNFAに報告しなければならない。ただし、会計報告については1ヶ月以内の報告で可。

- (1) 競技会の概要
- (2) 競技記録
- (3) 会計報告

第12条（公認料）

公認競技会を開催し実施運営するものは、公認競技会において純益のある場合は、公認料を受けることができる。

第13条（放映権）

公認競技会の放映権はNFAに帰属する。

第14条（会計審査）

NFAは公認競技会の予算および会計報告について審査することができる。審査の結果疑義がある場合は、予算の修正や証票の提出を要求することができる。

第5章 雑則

第15条（改正）

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行う。

第16条（施行）

本規程は、2015年2月1日より施行する。